



開発法人日本医療研究開発機構」と、「各省各府の長」とあるのは「国立研究開発法人日本医療研究開発機構の理事長」と同法第二条第一項及び第四項第一号、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「国立研究開発法人日本医療研究開発機構」と、同法第十四条中「国」の会計年度」とあるのは「国立研究開発法人日本医療研究開発機構の事業年度」と読み替えるものとする。

**第四章 雜則**

(主務大臣等)

**第十八条** 機構に係るこの法律(第八条(附則第四条において準用する場合を含む。)を除く。)及び通則法(第十四条及び第二十条並びにこの法律第十三条第一項又は第二項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)並びに通則法第十二条並びにこの法律第十三条第一項又は第二項の規定により読み替えて適用する通則法第二十三条第一項における主務大臣は、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣とする。

2 機構に係る第八条(附則第四条において準用する場合を含む。)並びに通則法第十四条及び第二十条並びにこの法律第十三条第一項又は第二項の規定により読み替えて適用する通則法第二十三条第一項における主務大臣は、内閣総理大臣とする。

3 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(日本医療研究開発機構審議会)

**第十九条** 内閣府に、日本医療研究開発機構審議会(次項及び第三項において「審議会」といいう。)を置く。

1 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

2 前号に掲げる事項に関して、主務大臣に意見を述べること。

3 前項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。

(中長期目標等に関する健康・医療戦略推進本部の関与)

**第二十条** 主務大臣は、通則法第三十五条の四第一項の規定により中長期目標を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、健康・医療戦略推進本部の意見を聽かなければならない。

2 規定による検討を行うに当たっては、あらかじめ、主務大臣は、通則法第三十五条の七第一項の規定による検討を行つては、あらかじめ、

め、健康・医療戦略推進本部の意見を聽かなければならぬ。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

構が承継する。  
令で定めるものは、機構の成立の時において機構が承継する。

(独立行政法人日本医療研究開発機構法の一部改正に伴う経過措置)

改正に伴う経過措置)

**第九条** 国立研究開発法人日本医療研究開発機構の中長期目標(通則法改正法による改正後の独立行政法人通則法(以下「新通則法」という。)第三十五条の四第一項に規定する中長期目標をいう。以下同じ。)の策定に関する通則法改正法附則第二条第一項の規定の適用については、同項中「の規定の」とあるのは、「並びに独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第六十七号)第三十二条の規定による改正後の国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第四十九号)第二十条第一項の規定の」とする。

(課税の特例)

改正に伴う経過措置)

&lt;p

附 則 (平成三十一年二月一四日法律第  
九四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第三十五条 この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八  
号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日